



地方自治法(第92条の2)の適正運用について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2では、地方議会議員が自らの自治体と「請負」関係に立つことを制限し、議会運営の公正と事務執行の適正を確保するため、利益相反の防止について規定しています。

このたび、当該規定に抵触する可能性について、町が保有する過去の業務委託契約書等を確認したところ、町議会議員在任中の議員との間で業務委託契約を締結していたことを確認しました。

確認した資料では、令和3年度から7年度までの5年間(文書保存期間)に、当該議員との業務委託契約が14件、委託料の総額が5,729,900円であったことを確認しました。このうち、令和5年3月1日の一部改正法施行前に締結した契約については、当時の同法の規定に抵触する契約であったと判断しています。

契約締結時に、相手方が町議会議員であることを踏まえた法令上の確認が十分に行われなかったまま、適切に運用されていなかったことを、町として重く受け止めています。

本件は、業務を受託した議員だけの問題ではなく、発注者として法令に基づき適正な契約事務を行わなければならない町にも責任があり、受託予定者の選定における確認が不十分だったことについて、町民の皆さまにお詫び申し上げます。

なお、関係法令の抵触をもって、締結された契約そのものが当然に無効となるものではなく、契約の履行状況を含む関係資料について必要な確認を引き続き行います。

今回の事案を受け、町は契約の相手方と町議会議員等との関係確認を徹底するとともに、関係法令のチェック体制の強化、担当職員の研修、契約事務チェックリストの見直し、関係部署間の情報共有など、再発防止に取り組めます。過去の事案であった場合でも、問題が確認された場合には事実を明らかにし、必要な改善を行うことが町政への信頼につながるものと考えています。

今回の事案を真摯に受け止め、法令遵守と透明性の高い行政事務執行を徹底してまいります。

※令和5年3月1日施行の地方自治法等の一部改正

- ・地方自治法第92条の2では、「請負」の定義が明確化され、改正後は、自治体が支払う対価として「工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引」と規定しています。
- ・地方自治法施行令第121条の2では、議員個人による請負に関する規制が緩和され、改正後は、「一各会計年度の取引額の合計が300万円以内」は兼業禁止の対象外となりました。

令和8年10月6日

山ノ内町長 平 澤 岳

(問い合わせ先) 山ノ内町総務課総務係 (電話 0269-33-3111)